

2015年度障害者と防災 集約表

自治体名	担当部署		地域防災計画		要援護者防災マニュアル					
	部署名	電話番号	改正予定	最新計画作成時期	作成状況	タイトル/その他	対象者	周知方法		
1	大阪市	危機管理室	06-6208-9808	改定済み	26年10月	作成済み	大阪市災害時要援護者避難支援計画(全体計画)	高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児、その他避難行動要支援者に該当される方	ホームページ	
2	堺市	危機管理室、障がい者支援課、各区企画総務課	072-228-7605 危機管理室	改定済み	26年12月	済み	堺市災害時要援護者支援ガイドライン、堺市民のための地域で進める災害時要援護者避難支援ガイドライン	高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児	ホームページ	
3	豊能	能勢	消防防災課消防防災係	072-734-0107	改定作業中・28年3月	24年3月	済み	能勢町災害時要援護者避難支援プラン	高齢者、障害者、障害児、妊産婦、外国人、乳幼児	ホームページ
4		豊能	総務部総務課	072-739-3415 072-738-3813 保健福祉課	改定済み	27年3月	済み	災害時要援護者支援マニュアル	高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児	
5		池田	市長公室危機管理課	072-754-6263	改定済み	27年3月	作成中・28年3月		高齢者、障害者、障害児、難病患者、その他	各団体への説明
6		箕面	総務部市民安全政策課	072-724-6750	改定作業中・29年3月	25年6月	済み	避難所運営マニュアル(各避難所別)	高齢者、障害者、障害児、妊産婦、乳幼児	ホームページ、地区防災委員会(小学校区ごとの防災委員会・自治会、民生委員、PTA、市などの地域で活動する団体で構成)
7		豊中	危機管理課	06-6858-2086	改定作業中・29年3月	27年3月	予定なし			
8		茨木	総務部危機管理課	072-620-1617	改定済み	27年3月	その他	未着手時期未定		
9		高槻	総務部総務室危機管理室健康福祉部健康福祉政策課	072-674-7314 072-674-7162	改定済み	27年2月	済み	災害時要援護者支援マニュアルⅡ	高齢者、障害者、障害児、難病患者、その他・介護保険の要介護度4、5の認定者、その他支援を希望する者	民生委員・自治会役員を通して、区長会・地元説明会、役所等の窓口
10	三島	島本	総務部危機管理室	075-962-0380	改定済み	27年3月	予定なし			
11		吹田	総務部危機管理室、福祉保健部福祉総務課	06-6384-1753	改定済み	26年10月	検討中			
12		摂津	総務部防災管財課	06-6383-1325	改定済み	27年3月	作成中		高齢者、障害者、障害児	検討中
13	北河内	枚方	福祉部総務課	072-841-1369	改定済み	27年3月	その他	枚方市地域防災計画		
14		交野	地域社会部安心課	072-892-0121	改定済み	27年4月	その他	交野市避難行動要支援者支援事業(おりひめ支え愛プロジェクト)手引き、災害時対応マニュアル(福祉部)、障がいのある人のための防災手帳		
15		寝屋川	人・ふれあい部危機管理室	072-824-1181	検討中	25年7月	その他	作成中である避難所開設運営マニュアルの中に記載あり		
16		守口	危機管理課	06-6992-1221	改定済み	26年9月	検討中		高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児、妊産婦、外国人、乳幼児	周知しない
17	門真	総務部危機管理課	06-6902-5812	改定作業中・27年度中	25年6月	作成中		その他	検討中	
18	四條畷	都市整備部危機管理課	072-877-2121	改定済み	27年3月	済み				
19	大東	政策推進部危機管理課	072-875-0211	改定済み	26年12月	他	安否確認実施マニュアル			

自治体名	担当部署		地域防災計画		要援護者防災マニュアル			
	部署名	電話番号	改正予定	最終計画作成時期	作成状況	タイトル/その他	対象者	周知方法
20	中河内	東大阪 危機管理室	06-4309-3130	改定作業中・28年3月	27年3月	済み		高齢者、障害者、妊産婦、外国人 民生委員
21		八尾 人権文化ふれあい部地域安全課	072-924-9870	改定済み	27年3月	済み	八尾市災害時要配慮者支援プラン	高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児 検討中
22		柏原 総務部危機管理課	072-972-1529	改定済み	27年9月	作成中		高齢者、障害者、障害児、難病患者 検討中
23	泉北	和泉 市長公室公民協同推進室危機管理担当・福祉総務課	0725-99-8104 0725-99-8126	改定済み	27年4月	作成済み	和泉市避難行動要援護者避難行動支援プラン	高齢者、障害者、障害児 ホームページ、広報誌、民生委員・自治会役員を通じて、区長会・地元説明会、役所等の窓口
24		高石 総務部危機管理課	072-265-1001	改定済み	27年3月	作成済み	避難行動要支援者支援プラン	高齢者、障害者、障害児、難病患者 検討中
25		泉大津 総合政策部危機管理課	0725-33-1131	改定済み		予定なし		
26		忠岡 町長公室自治防災課	0725-22-1122	改定済み	27年3月	その他	忠岡町防災ガイドマップ	
27	泉南	岸和田 危機管理部危機管理課	072-423-9437	改定済み	27年4月	済み	避難行動要支援者支援プラン	避難行動要支援者 ホームページ、広報誌、民生委員、直接郵送、区長会・地元説明会、役所等の窓口
28		貝塚 都市政策部危機管理課	072-433-7392	改定済み	26年4月	作成済み	貝塚市要援護者避難支援計画	高齢者、障害者、障害児、難病患者、その他 ホームページ、広報誌、民生委員、直接郵送、区長会・地元説明会、役所等の窓口
29		熊取 企画部危機管理課	072-452-9017	改定済み	27年3月	済み	災害時要援護者支援計画行動マニュアル	高齢者、障害者、障害児 民生委員、区長会・地元説明会
30	泉南	泉佐野 市長公室市民協働課	072-463-1212	改定作業中・28年3月	24年3月	予定なし		
31	泉南	田尻 危機管理対課	072-466-5009	改定作業中・27年3月	27年3月	作成済み	田尻町避難行動要支援者避難行動支援プラン	高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者等 ホームページ、広報誌、民生委員・自治会役員
32		泉南 総務部政策推進課危機管理係	072-479-3204	改定済み	27年3月	作成中・28年1月		高齢者、障害者、障害児、要介護3以上 ホームページ、広報誌、民生委員・自治会役員、直接郵送、区長会・地元説明会
33		阪南 市長公室危機管理課	072-471-5678	改定済み	27年3月	作成済み	災害時要援護者支援プラン	高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人 ホームページ
34		岬 街づくり戦略室危機管理担当	072-492-2759	改定済み	27年3月	予定なし		
35	南河内	松原 総務部市民安全課	072-337-3151	改定済み		予定なし		
36		羽曳野 市長公室危機管理係	072-958-1111	その他・28年3月	19年4月	作成中・28年3月		高齢者、障害者、妊産婦、外国人 ホームページ、広報誌、民生委員、区長会・地元説明会
37		藤井寺 都市整備部危機管理課	072-939-1190	策定済み	27年3月	作成済み	藤井寺市災害時要援護者の安否確認等支援のためのマニュアル	市内在住で障害者手帳を有する者のうち自力避難が困難と予想される者、65歳以上の要介護高齢者で自力避難が困難と予想される者又は65歳以上のひとり暮らしの高齢者で自力での避難に不安を感じる者、市長が必要と認める者 民生委員、区長会・地元説明会
38	太子 生活環境室安全環境グループ・福祉グループ	0721-98-5525・5519	改定済み	27年3月	27年3月	作成中・28年3月		高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児 未定
39	南河内	河南 総合政策部危機管理室	0721-93-2500	改定作業中・28年3月	19年3月	作成済み	河南町避難行動要支援者避難行動支援プラン	
40		千早赤阪 総務部総務課	0721-72-0081	改定作業中・28年3月	25年3月	作成中・28年3月		高齢者、障害者 未定
41		富田林 市長公室危機管理室、地域福祉課	0721-25-1000 9503、288	作成済み	26年11月	26年11月	作成中・28年3月	
42	大阪狭山 政策調整室危機管理グループ	072-366-0011	改定済み	26年9月	26年9月	済み	府ガイドラインを受け作成(改正)予定	
43	河内長野 市長直轄危機管理室	0721-53-1111	改定済み	26年4月	26年4月	済み	河内長野市避難行動要支援者支援プラン	高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児、介護保険認定者 ホームページ、区役所の窓口

2015年度|

自治体名	作成方法	伝達・広報	要援護者の参加状況	避難訓練	
				訓練内容・要援護者参加への工夫	
大阪市	庁内部課が連携して作成、パブリックコメントを実施	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、自主防災組織、SNS	参加している地域がある	・地域での避難所開設訓練における避難訓練、福祉避難所開設訓練への参加 ・社会福祉施設での福祉避難所開設訓練への参加 など	
堺市	要援護者等当事者の意見も聴取し、防災担当部署、福祉担当部署が連携して作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、一斉送信FAX、SNS	その他(参加している訓練もあるが、全ての訓練について把握できていない)	避難所運営は、地域の方が中心となり運営を行ってもらうため、平成27年度からモデル10校区で地域(自主防災組織、自治会、企業等)による避難所運営ワークショップを実施しており、地域の方に運営にあたっては要配慮者対応が必要になることの意識付けを行うとともに、対応の検討を行ってもらっている。	
豊能	能勢	福祉担当のみで作成	広報車、自主防災組織、自治会、民生委員	わからない	
	豊能	福祉担当のみで作成	エリアメール、ホームページ、個別FAX、電話、自治会、民生委員、町登録制メール(たんぼぼメール)加入者	参加している	
	池田	庁内部課が連携して作成	エリアメール、ホームページ、広報車、自主防災組織、自治会	参加している	・自主防災組織が実施する防災訓練への参加(結集場所から避難所への避難訓練) ・要配慮者が入居する施設が実施する避難訓練の際、周辺住民と協力し実施する旨の指導を行っている。
	箕面	その他・防災担当でベースを作成し、校区単位で地域主体によりカスタマイズする	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM、一斉送信FAX、その他聴覚・視覚・知的障害者等への配慮	その他・自主的な参加	車いすでの避難経路と避難所への避難訓練
	豊中		エリアメール、ホームページ、行政無線、地元FM放送、一斉送信FAX、有線放送	参加している	・各施設から避難所(小学校)への避難 ・避難所体験訓練
三島	茨木		エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、一斉送信FAX、電話、訪問、自主防災組織、自治会、民生委員、SNS	わからない	
	高槻	庁内部課が連携して作成、社協等の民間機関も含めて作成、モデル地区での取組を通じて、地域の福祉委員会や当事者団体の意見も聴取	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、SNS	参加している	要援護者を対象とした避難訓練の内容としては、各要援護者が支援者とともに自宅から避難所に向い、安全なルートを確認を行った。また、避難所では毛布の並べ方や通路の確保などの避難所生活体験も行った。
	島本			参加していない	
	吹田		エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、自主防災組織、自治会	わからない	
	摂津	庁内部課が連携して作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会	わからない	主催者から積極的に参加を進めるような主催方法をとっていない
北河内	枚方			参加されている状況はあるようだが具体的な把握は行っていない	自主防災組織や地域組織に対する働きかけ
	交野			その他/市内24区のうち、参加している区と参加していない区がある	要配慮者の参加をイメージしている区は、一般の人が「要配慮者」と書いたプレートを掲げ疑似者として参加している。
	寝屋川		エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員	参加している	
	守口	防災担当のみで作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、自主防災組織、民生委員	わからない	
	門真	その他・社会福祉協議会、障害者当事者団体等から意見を聞き取り作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビなど	わからない	本市では主催で訓練を実施せず自主防災組織等地域の自主空きな活動に協力するという立場であるため把握は難しい
	四條畷		エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織	参加している	平成26年度防災訓練では、小学校で実施し校区内の民生委員の方に協力していただき、参加できる方は参加した。
	大東			参加していない	

自治体名		避難訓練			
		作成方法	伝達・広報	要援護者の参加状況	訓練内容・要援護者参加への工夫
中河内	東大阪	市社会福祉協議会ボランティアセンターが作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、個別FAX、自主防災組織、自治会、SNS、聴覚障害者等への避難情報に関するFAX	参加している	
	八尾	防災担当及び福祉担当	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、有線放送、民生委員、地域ケーブルテレビ	参加している	
	柏原	庁内部課が連携して作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、SNS	参加している	避難訓練
泉北	和泉	庁内部課が連携して作成、社協等の民間も含めて作成、障がい者団体等当事者組織の参加を得て作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、電話、自主防災組織、自治会、民生委員、SNS、聴覚・視覚・知的障害者等への配慮、「いずみメール」、防災行政無線の活用等	わからない	
	高石	庁内部課が連携して作成	エリアメール、ホームページ、行政無線、一斉送信FAX、自治会、民生委員	参加している	自主防災組織と民生委員、社会福祉協議会、消防団、学校、病院及びボランティア団体等の協働による避難訓練を行った。
	泉大津		スリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員化	参加している	市が実施する津波避難訓練で車いすを使用した避難訓練を実施している。
	忠岡		エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員	わからない	
泉南	岸和田	庁内部課が連携して作成、社協等の民間機関も含めて作成、障害者団体等当事者組織の参加を得て作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員	参加している	地域における訓練の中で地域住民の支援のもと、一時避難場所までの避難を実施している。
	貝塚	社協等の民間機関も含めて作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会	参加している	・各自主防災組織の訓練では安否確認や避難所支援の訓練を実施している組織もいくつかある。・ケガや病気など要配慮者の負担にならないよう配慮している。
	熊取	福祉担当のみで作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員、SNS	わからない	
	泉佐野		エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員、SNS	わからない	
	田尻	庁内部課が連携して作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、民生委員	参加している	防災訓練(津波・地震・火災) 防災無線と合わせ、大阪府防災メールを活用し周知を実施している。
	泉南	防災担当のみで作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、個別FAX、電話、訪問、自主防災組織、自治会、民生委員	わからない	
	阪南	社協等の民間機関も含めて作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員、SNS	わからない	
	岬			参加している	車いす牽引装置を車椅子に設置して引いてもらう。リヤカーに乗って避難
南河内	松原		エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員、SNS	わからない	
	羽曳野	社協等の民間機関も含めて作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、訪問、自主防災組織、自治会、民生委員、避難支援者から要援護者に声をかける	参加している	各障害特性に応じた配慮が必要(手話通訳や一般住民の障害等についての理解)
	藤井寺	社協等の民間機関も含めて作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会	その他/参加状況を確認していない	
	太子	庁内部課が連携して作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自治会、民生委員	わからない	
	河南			参加している	町防災訓練の避難訓練に参加
	千早赤阪	庁内部課が連携して作成	スリアメール、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員	わからない	
	富田林	庁内部課が連携して作成・社協等の民間機関も含めて作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、電話、自主防災組織、自治会、民生委員	わからない	
	大阪狭山		エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、個別FAX、自主防災組織、自治会	わからない	
河内長野	河内長野市災害時要援護者検討委員会	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、電話、自主防災組織、自治会、民生委員	参加している		

2015年度

自治体名		避難行動要支援者名簿の作成				要配慮者の把握
		作成状況	作成方式	更新頻度	更新方法	
大阪市		作成済み	関係機関共有方式	1年ごとに定期的に更新	本市が保有する個人情報の最新情報抽出による更新	本市では、避難行動要支援者の把握対象の範囲は定めておりません。本市が保有情報を利用して作成するいわゆる行政名簿情報を活用するほか、地域の自主補法再組織などによる手上げ方式や同意方式により広範に把握を進めていくこととしています。
堺市		関係機関共有方式 作成済み・19年同意方式・作成中・今後半永久的に作成予定	関係機関共有方式＋同意方式	関係機関共有方式・データ更新は年に4回。紙に印刷した名簿の更新は年1回同意方式・1年ごとに定期的に更新	関係機関共有方式・対象者のデータを障害、介護、住民基本台帳等の各システムデータから名寄せ処理・データ更新は年4回、紙に印刷した名簿の更新は年1回同意方式・毎年名簿を作成し、地域へ提供している。	関係機関共有方式・避難行動要支援者以外に特別に要配慮者について把握する予定はない。同意方式・避難行動要支援者以外に特別に要配慮者について把握する予定はない。
豊能	能勢	作成中・28年3月	関係機関共有方式＋同意方式	更新頻度は決まっていない	郵送及び現地聞き取り調査	名簿作成にあたり関係機関と調整中
	豊能	作成済み・27年9月	手上げ方式	更新頻度は決まっていない		
	池田	作成済み・27年3月	関係機関共有方式＋同意方式＋手上げ方式	半年ごとに定期更新	データベースは半年更新、印刷は1年ごと	独自に把握に努める
	箕面	作成済み・27年2月	関係機関共有方式	4か月ごとに定期的に更新	関係部局から対象者となり得る方の名簿提供を受け、対象者を集約し更新する。	独自に把握に努める
	豊中	作成中・28年3月	手上げ方式	更新頻度は決まっていない	検討中	避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
三島	茨木	作成済み・27年3月	関係機関共有方式＋同意方式＋手上げ方式	1月ごとに定期的に更新	関係課から提供された対象者の名簿と専用のシステムでマッチングし、そこに住基の移動情報を突合させる	避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
	高槻	作成済み・27年3月	関係機関共有方式＋同意方式＋手上げ方式	半年ごとに定期的に更新	関係機関共有方式により、庁内関係課から該当者の情報を収集し、重複者については一元化し作成。また、同意・手上げ方式によるものは随時、申請書の受付を行い、登録し、上記の更新に合わせて更新。	避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
	島本	作成中・28年3月	関係機関共有方式＋同意方式＋手上げ方式	決まっていない		
	吹田	作成済み・27年3月	関係機関共有方式＋同意方式＋手上げ方式	6か月ごとに定期的に更新	6か月ごとに名簿を更新し、同意分の名簿を地域支援組織に提供する予定（現在、名簿登載者に同意確認を行う作業を準備中）	避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
	摂津	作成済み・24年4月	関係機関共有方式＋同意方式＋手上げ方式	半年ごとに定期更新	住基や関係各課の情報を集約	避難行動要支援者以外予定なし
北河内	枚方	作成中・28年3月	その他／要支援名簿については今後同意の手続きを予定・要支援者名簿については手上げにより作成済み	要支援者名簿・決まっていない 要支援者名簿・1月ごと	要支援者名簿は新規・転居等について住民票の確認をおこなっている。要支援については対象者リストとの突合を行う予定	避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
	交野	作成済み・27年3月	手上げ方式＋同意方式＋関係機関共有方式	1～3年ごとに定期的に更新	市内24区のほとんどの地区は事前調査（要配慮者と支援者を同時に把握できる）を全世帯に実施して希望された要配慮者に名簿の登録を行う。毎年度末に情報を収集し更新している。	避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
	寝屋川	作成済み・27年3月	関係機関共有方式＋手上げ方式	1か月ごとに定期的に更新	毎月、新規対象者に同意書配布後リストを更新	避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
	守口	作成中・27年12月	関係機関共有方式＋同意方式＋手上げ方式	決まっていない		避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
	門真	作成中・27年度中	関係機関共有方式＋手上げ方式	決まっていない	庁内関係課から最新の情報を集約し更新を行う。また避難行動要支援者名簿、同意者名簿ともに登録希望者を随時受け付けている。	要配慮者についても希望者は手上げ方式で申し込みができるよう努める予定
	四條畷	作成済み・26年4月	関係機関共有方式	1年ごとに定期更新	福祉部局の各福祉サービスのシステムより対象者の最新の情報を抽出する	避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
	大東	作成中・28年3月	関係機関共有方式＋同意方式	決まっていない	名簿対象者の担当所管課から移動データをもって更新をかける	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など特に配慮を要する者

自治体名		避難行動要支援者名簿の作成				
		作成状況	作成方式	更新頻度	更新方法	要配慮者の把握
中河内	東大阪	作成済み・27年3月	同意方式+手上げ方式	1年ごとに定期更新	住民基本台帳と照合し、死亡・転居について情報を更新。また、障害者やひとり暮らし高齢者等新たに対象となった方や本人の申し出により新規で搭載する方の情報を更新	避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
	八尾	作成済み	同意方式+手上げ方式	随時更新		独自に把握に努める
	柏原	作成済み・26年4月	関係機関共有方式+手上げ方式	1年ごとに定期更新	所有データベースの更新	避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
泉北	和泉	作成済み・26年3月	同意方式+手上げ方式	1年ごとに定期更新	年に一度、関係課の対象者データをもとにシステムを用いて対象者の情報を更新	避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
	高石	作成済み27年9月	関係機関共有方式+手上げ方式	検討中	検討中	検討中
	泉大津	作成中・27年12月	同意方式+手上げ方式			
	忠岡	作成済み・26年6月	手上げ方式	1年ごとに定期的に更新	毎年3月1日で要配慮者名簿を更新し、6月に案内、7～8月で申請に基づき名簿を更新	独自に把握に努める
泉南	岸和田	作成済み・27年9月	関係機関共有方式+手上げ方式	月1回のデータ更新 支援者への配布は年1回を予定している。		独自に把握に努める/災害発生時に自分の身を守るための行動がとりにくい人々の中で、障害者・児、要介護者、高齢者、難病患者、妊産婦、日本語の理解が十分でない外国人等
	貝塚	作成済み・23年8月	同意方式+手上げ方式	年1回ごとに定期的に更新	新たに対象となった方、対象だが未登録の方に登録を働きかける案内状を送付。転出、死亡等は、住民基本台帳情報などを取り込み年1回メンテナンスを行う	把握に努める/80歳以上の高齢者、要介護認定3以上の方、身体障害者手帳所持者の肢体不自由(1～2級)、視覚障害(1～3級)、聴覚・平衡・音声言語機能(1～3級)、内部障害(1～2級)その他自分一人で避難することが困難な方
	熊取	作成済み	手上げ方式	決まっていない	手上げ方式であるため基本的に申請に基づいて更新する。住基情報に移動があった場合は職権にて更新する。	その他/対象者の範囲/その他災害時の自力避難に不安を抱く者で町長が必要と認めたとする項目を設けている。把握方法については申請による
	泉佐野	作成済み・26年12月	関係機関共有方式+手上げ方式	決まっていない	行政情報の取り込みと日頃の見守り活動などの報告により更新	避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
	田尻	作成中・27年9月頃	同意方式	1年ごとに定期的に更新	町(福祉担当)は、地域の支援団体及び関係各課が収集して得た情報を基に更新を行う	避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
	泉南	作成中・28年3月	関係機関共有方式+同意方式+手上げ方式	これから検討・目標は1か月程度	その都度、新規名簿作成で旧名簿との差分調整	独自に把握に努める
	阪南	作成中・27年12月	同意方式+手上げ方式	1年ごとに定期更新	毎年3月末現在で対象者を抽出	避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
	岬	作成済み・26年7月	関係機関共有方式+同意方式+手上げ方式	決まっていない		避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
南河内	松原	作成済み・27年3月	同意方式+手上げ方式	1年ごとに定期的に更新		独自に要配慮者に係る基準を設ける等その把握に努めている。
	羽曳野	作成済み	同意方式+手上げ方式	決まっていない・随時更新	民生委員や町会役員より情報提供してもらい、申請していただく。行政で把握している情報(住基データ)で対象者を抽出市申請書を交付している。	
	藤井寺	作成済み・27年度作成	関係機関共有方式+同意方式+手上げ方式	6か月ごとに定期的に更新	対象者を管理するシステムにより、新たな対象者の追加や死亡等による加除を行い、名簿を更新し、先に共有、提供している名簿を差し替える	避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
	太子	作成中・28年3月	手上げ方式	決まっていない		避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
	河南	作成済み・27年5月	関係機関共有方式+同意方式	1年ごとに定期的に更新	関係機関からのデータ集約及び同意方式	70歳以上のみ世帯、身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、65歳以上のひとり世帯、精神保健福祉手帳1級、介護保険要介護3、4、5
	千早赤阪	作成済み/福祉関係課で作成	関係機関共有方式+同意方式+手上げ方式	1年ごとに定期的に更新		国の災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月)をもとに、健康福祉課が把握している情報からリストアップしている
	富田林	作成中・28年3月	関係機関共有方式+手上げ方式	決まっていない	未定	避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定なし
	大阪狭山	作成済み・26年9月	関係機関共有方式+同意方式+手上げ方式	1年ごとに定期的に更新	直接組織の代表者と面談の上、個人情報保護マニュアル等に基づき説明後更新する	把握に努める/介護保険における要介護認定を受けている者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の者、日中一人で暮らしている高齢者、日本語に不慣れな外国人、その他支援を必要とする者
	河内長野	作成済み・27年2月	同意方式+手上げ方式	1年ごとに定期的に更新	市で把握する住民情報や新規に手帳取得した情報をもとにデータを更新する	自ら名簿の掲載を希望する方で、家族と同居しているが昼間は一人になる高齢者の方、妊産婦、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人などで自らの手上げや地域支援者からの連携協定による。

2015年度

自治体名	要援護者名簿搭載対象者							要援護者名簿整備状況										
	身体	知的	精神	児	難病	高齢	その他／特記事項	身体	知的	精神	児	難病	高齢	その他	総数での把握			
大阪市	2級	A	1級	身体、知的、発達	人工呼吸器装着等、医療機器等への依存が高い方	要介護3	認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上。視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢体幹機能障害)3級	140,000										
堺市	2級	A	1級	者と同様	研究事業対象疾患	要介護3	①70歳以上の独居または世帯員全員が70歳以上で要支援1、2または要介護1、2 ②障害者及び高齢者緊急通報システム登録者	14,803	2,786	300	各障害に含む	5,637	39,277	緊急通報装置登録高齢者5075人、緊急通報装置登録者77人 同意方式・8412人				
豊能	能勢	2級	A	1級			ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯の方	500										
	豊能	2級・その他支援が必要者	A・その他支援が必要者	2級・その他支援が弱優者	支援が必要な者			357	38	17	各障害に含む	1	377					
	池田	2級	A	1級		池田保健所と連携し、対象となる方は対象に追加	要介護3	75歳以上の高齢者のみで構成される世帯	9,956									
	箕面	2級	A				要介護3	75歳以上独居または75歳以上だけの世帯、2歳未満の子ども、市に妊娠届提出後1年以内の妊婦	14,507									
	豊中	2級	B2	1級	者と同様	常時人工呼吸器装着者	要支援1	災害時の自力避難に不安を抱く者で七曜が特に必要と認めた者	作成中									
三島	茨木	2級	A	2級			要介護3	7,861										
	高槻	2級	A	1級	者と同様	難病患者であって障害者手帳及び以下の高齢者に該当する者	要介護4	65歳以上のひとりぐらし	5,961	1,298	272	各障害に含む	各障害に含む	11,655	要介護4・5 2,278人	総数21,464人分		
	島本	2級	A	1級	者と同様	特定疾患治療研究事業対象疾患	要支援1以上で単身世帯の65歳以上の者	所管担当課でそれぞれの人数を把握										
	吹田	2級	A	1級			要介護3	75歳以上の独居または75歳以上の高齢者のみの世帯	31,215									
	摂津	3級	B1	2級			要介護3	65歳以上の単身世帯または65歳以上のみ	1,938	390	331		14,291					
北河内	枚方	2級	A	1級	身体・知的・発達障害	障害者サービスを利用している者	要介護3	市長が必要と認めた者	6,810	256	1,307	360	5,935					
	交野	2級	A	1級			要介護3		1,308	262	78		7,340	おりひめ2911				
	寝屋川	2級	A	1級			要介護3		6,600									
	守口	2級	A	1級		障害者総合支援法による障害福祉サービスを受けている難病患者	要介護3		整備中									
	門真	2級	A	1級	身体・知的・発達障害		要介護3	救急医療キット登録者、65歳以上の独居者、75歳以上のみの世帯員	2,022	292	108	132	17,632	その他16983				
	四條畷	2級	A	1級			要介護3	市町が必要と認めた場合										
	大東	2級	A	1級			要介護3	安心緊急通報システムを利用している者、避難行動支援を必要とする難病患者で希望する者										

自治体名		要援護者名簿搭載対象者							要援護者名簿整備状況							
		身体	知的	精神	児	難病	高齢	その他／特記事項	身体	知的	精神	児	難病	高齢	その他／特記事項	総数での把握
中河内	東大阪	2級	A	1級	身体・知的・発達障害	特定疾患治療研究事業対象疾患	要介護3	65歳以上ひとり暮らし又は高齢者のみ世帯で要介護区分1、2	9,070	1,558	390	者に含む	3,260	24,402		
	八尾	2級	A	1級			要介護3	本人、家族、避難支援等関係者等により自ら避難することが困難な状態にあると判断された者で避難行動要支援者名簿への掲載を希望する者						27,191		
	柏原	2級	A	1級		市の生活支援を受けている難病患者	要介護3	名簿への記載を希望する者	1,190	217	76			1,293		
泉北	和泉	2級	A	1級			要介護3	身体障害者手帳1、2級のうち呼吸器以外の内部機能障害のみを有する者を除く						3,902		
	高石	2級	A	2級			要介護3									
	泉大津	対象者は特に定めていない							762							
	忠岡	2級	A				要介護3	75歳以上の者のみの世帯	161	21				369		
泉南	岸和田	2級	A	1級	重度障害のみ		要介護3	要配慮者のうち自ら支援を希望し、支援者への個人情報の提供に同意した者	3,558	623	133			3,128		左記以外の手 上げ登録者69 6人
	貝塚	3級	B2	3級	障害児	難病患者	高齢者	全てにおいてこの範囲以外の方を拒むものではないため、避難の行動や判断に不安のある方は随時受け付けている。	2,846							
	熊取	2級	A	1級	身体・知的障害		要介護3	70歳以上のみで構成されている世帯、災害時の自主避難不安を抱く者で町長が必要と認めた者	39	15	2	1		290		その他46
	泉佐野	2級	A	1級		調整中	要介護3	65歳以上のひとり暮らし世帯。その他支援が必要な者	1,836	225	78			3,732		要介護2169人 実登録6429人
	田尻	2級(内部疾患除く)	A	2級			要介護3		71	16	23			64		
	泉南	2級	A	1級	身体・知的・発達障害		要介護3	75歳以上独居または75歳以上だけの世帯、その他手上げ方式	6,039							
	阪南	2級	A	1級	者と同様	研究事業対象疾患	要支援1	65歳以上独居高齢者のみ世帯								
	岬	2級	A	1級	支援が必要な児童		要介護3	70歳以上の単身高齢者又は高齢者のみの世帯。生命維持に必要な医療ケアを受けている方、その他支援が必要な者	249	50	3			3,004		
南河内	松原	2級	A	1級		特定疾患対象疾患	要介護3	手上げ方式	2,123	376	114		7	933		3,167
	羽曳野	2級	A	1級	者と同様	特定疾患対象疾患、小児慢性特定疾患	要介護3	65歳以上の独居または75歳以上のみの世帯、障害者手帳を所持する独居の人、その他災害時の避難に支援が必要な人	6,309							
	藤井寺	2級	A	1級			要介護3		2,097							
	太子	2級	A	1級		特定疾患対象疾患	要介護3									
	河南	2級	A	1級			要介護3	65歳以上、70歳以上のみの世帯	123	24	2	0	不明	760	106	1,015
	千早赤阪	2級	A	1級			要介護3		116		4			83		
	富田林	2級	A	1級	者と同様	障害者総合支援法による障害福祉サービスを受けている難病患者	要介護3	65歳以上単身、65歳以上高齢者のみ世帯、日中家族不在で支援が必要な65歳以上高齢者で市に申し出た者、その他災害時に支援を必要とする者で市に申し出をした者	1,608		62			4,334		
	大阪狭山	2級	A	1級			要介護3	市長が必要と認めた者	1,419							
	河内長野	2級	A	1級		障害者総合支援法による障害福祉サービスを受けている難病患者	要支援1	75歳以上のみの世帯	7,745							

2015年度

自治体名		管理・保管			要援護者名簿		
		管理・保管	避難支援行動マニュアル	活ユーザー	必要に応じた開示	開示しない場合の理由・その他自由記述	
大阪市		消防署、区役所、自主防災組織(本人同意があったものに限る)	作成する方向で検討中	消防署、区役所、自主防災組織	必要に応じて公的救助機関等に開示する場合があります		
堺市		関係機関共有方式・防災担当部、福祉担当部、消防署、保健所、区役所同意方式・防災担当部、福祉担当部、区役所、自治会長当地域のリーダー、民生委員、校区福祉委員会	関係機関共有方式・作成する方向で検討中	関係機関共有方式・防災担当部、福祉担当部、消防署、保健所、区役所、自治会長当地域のリーダー、民生委員、校区福祉委員会、警察、ボランティア等同意方式・防災担当部、福祉担当部、区役所、自治会長当地域のリーダー、民生委員、校区福祉委員会	関係機関共有方式・開示しない同意方式・個人情報利用の本人同意をいただくことにより、平常時においても、地域と行政とで避難行動要支援者の個人情報を共有し、地域にかける自助・共助の仕組みづくりに役立てていきたいこととしている。	個人情報保護条例により開示しない	
豊能	能勢	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員	作成する方向で検討中	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員	未定		
	豊能	福祉担当部、消防署、民生委員		防災担当部、福祉担当部、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織			
	池田	防災担当部	作成する方向で検討中	防災担当部、福祉担当部、消防署、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者	未定		
	箕面	消防署、福祉部局、各避難所	作成済み・25年3月	福祉担当部、消防署、地区防災委員会	開示しない	開示について本人の同意を得ていないため	
	豊中	未定	その他・名簿作成中	消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者	原則開示する		
三島	茨木	防災担当部、福祉担当部、消防署、警察署、自治会長当地域のリーダー、民生委員、社会福祉協議会	未定	防災担当部、福祉担当部、消防署、警察署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会	未定		
	高槻	防災担当部、福祉担当部、※民生委員、※校区福祉委員会、※地域コミュニティ(連合自治会)、※については同意を得た要援護者名簿を提供	作成済み・26年3月	防災担当部、福祉担当部、民生委員、校区福祉委員会、その他の者(必要に応じて判断する)	原則開示する		
	島本	福祉担当部	作成済み・27年3月	福祉担当部、消防署、民生委員	未定		
	吹田	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会地用等地域のリーダー	その他・修正中	防災担当部、福祉担当部、消防署、警察、自衛隊、自治会長当地域のリーダー、民生委員、社会福祉協議会	未定		
	摂津	福祉担当部、自治会長	作成する方向で検討中	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員	開示しない		
北河内	枚方	福祉担当部	その他・要支援者名簿に関する取扱いは現在調整中	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長等地域のリーダー、民生委員、定められた支援者、釈迦福祉協議会	原則開示する		
	交野	福祉担当部、消防署、他の行政機関、自治会長、民生委員、定められた支援者	その他(※2014年度は市内24地区で違うため、地区でお願いしている)	福祉担当部、消防署、社会福祉協議会、自治会長、民生委員	未定		
	寝屋川	防災担当部、同意された対象者のみ他機関で管理・保管	予定なし	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会	開示しない	個人情報を含むため	
	守口	防災担当部、福祉担当部、消防署、大阪府、民生委員、自主防災組織、社協	作成中・未定	防災担当部、福祉担当部、消防署、民生委員、自主防災組織、社協、その他活用する必要がある場合	未定		
	門真	防災担当部	作成する方向で検討中	防災担当部、福祉担当部、消防署、保健所、警察、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、自衛隊	未定		
	四條畷	防災担当部、福祉担当部	作成済み・27年3月	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、定められた支援者、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター	開示しない	四条畷市災害時要援護者支援制度実施要綱に基づく	
大東	防災担当部	作成する方向で検討中	防災担当部、福祉担当部、消防署、警察、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所	平常時避難行動要支援者の中で同意された方のみ開示			

自治体名		管理・保管			要援護者名簿	
		避難支援行動マニュアル	活用者	必要に応じた開示	開示しない場合の理由・その他自由記述	
中河内	東大阪	福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、社会福祉協議会	作成済み・20年8月	福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、社会福祉協議会、自主防災組織、警察署等	原則開示する	
	八尾	福祉担当部、民生委員	作成済み・26年3月	防災担当部、福祉担当部、消防署、民生委員	開示しない	個人情報保護のため
	柏原	福祉担当部	作成中	未定	未定	
泉北	和泉	福祉担当部、警察、自治会長、民生委員、定められた支援者	作成済み・27年4月	防災担当部、福祉担当部、警察、自治会長、民生委員、定められた支援者	開示しない	避難行動要支援者名簿は市から避難支援等関係者にのみ提供でき、第三者へ提供せず、秘密保持を厳守する者であるため
	高石	未定	作成済み・27年3月	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、定められた支援者	未定	
	泉大津	防災担当部、社会福祉協議会、自治会長、民生委員、校区福祉委員会	予定なし	防災担当部、福祉担当部、消防署、社会福祉協議会、自治会長、民生委員、校区福祉委員会	開示しない	災害時以外は必要最小限の開示をするため
	忠岡	防災担当部、地域のリーダー	作成済み・26年8月	防災担当部、自治会長等地域のリーダー、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者	未定	
泉南	岸和田	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、社会福祉協議会、警察署	作成中・27年2月	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、社会福祉協議会、警察署、水防団、消防団、市民協議会	未定	
	貝塚	防災担当部、自治会長、	作成済み・24年4月	防災担当部、福祉担当部、自治会長、定められた支援者	開示しない	登録者の同意を得ているため、原則、上記回答意外には開示しない。
	熊取	福祉担当部、消防署、自治会長、定められた支援者	作成済み・22年12月	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者	原則開示する	
	泉佐野	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者	作成済み・26年4月	消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者	原則開示する	
	田尻	防災担当部、福祉担当部、定められた支援者	作成する方向で検討中	防災担当部、福祉担当部、定められた支援者	本人の同意を得て開示	
	泉南	庁内名簿／防災担当部、福祉担当部	作成する方向で検討中	防災担当部、福祉担当部、消防署、警察、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者	未定	
	阪南	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、校区福祉委員会	作成済み・26年3月	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、校区福祉委員会	未定	
	岬	福祉担当部	作成する方向で検討中	防災担当部、福祉担当部、消防署、警察、社協、自治会長、民生委員、自主防災組織	原則開示する	
南河内	松原	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、自主防災組織、消防団等	作成する方向で検討中	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、自主防災組織、消防団等	未定	
	羽曳野	福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、社会福祉協議会	未定	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、社会福祉協議会	未定	
	藤井寺	防災担当部、福祉担当部、消防署、社会福祉協議会	作成する方向で検討中	防災担当部、福祉担当部、消防署、警察署、自治会長、民生委員、社会福祉協議会	原則開示する	
	太子	未定	作成する方向で検討中	未定	未定	
	河南	福祉担当部、消防署、民生委員、社会福祉協議会	作成済み・26年5月	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、社会福祉協議会	同意有る者のみ関係者に開示	
	千早赤阪	福祉担当部、民生委員	作成する方向で検討中	防災担当部、福祉担当部、民生委員	開示しない	個人情報保護条例による
	富田林	福祉担当部、消防署、自治会長	作成中・28年3月	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員	原則開示する	
	大阪狭山	防災担当部、自主防災組織代表者		防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、自主防災組織	開示しない	個人情報について開示する範囲を限定し同意を得ているため
	河内長野	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長等地域のリーダー、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者	作成済み・27年12月	防災担当部、福祉担当部、消防署、警察、自衛隊、自治会長等地域のリーダー、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者	開示しない	河内長野市個人情報保護条例による目的外利用等の制限に抵触すること、名簿提供者の範囲は、本旨付属機関である委員会で決定された者であるため

2015年度

自治体名	一次避難所							その他配慮措置等
	SL	EV	WC	福祉避難室	避難室がイライ	福祉避難室対象		
大阪市	不詳	不詳	不詳	予定している	避難所開設運営マニュアルに含まれる	未定		一次避難所における要配慮者への配慮の取り組みについては「大阪市災害時要援護者避難支援計画(全体計画)」に基づき取り組むこととしています。
堺市	163/163	46/163	163/163					
豊能	能勢	0/11	0/11	0/11	予定している・1か所	予定なし		安全の確保
	豊能	2/2	平屋	2/2	予定していない			
	池田				未定	未定	未定	
	箕面	19	19	19	整備済み	作成済み・25年3月		介護室や授乳室となる部屋を避難所運営マニュアルに記載しています。
	豊中	130/163	57/163	92/163	予定している			高齢者用のオムツ、高齢者食等を備蓄
三島	茨木	74/75	40/75	73/75	未定	未定		要配慮者支援窓口を設置し、相談対応、確実な情報伝達、支援物資の提供等に努める
	高槻	110/126	19/126	100/126	未定	予定なし		
	島本				予定していない	予定なし		
	吹田	86/129	32/129	103/129	予定していない	予定なし		一次避難所での福祉避難室の設置予定がなく、二次的に福祉避難所にて対応
	摂津	18	10	27/28	未定	作成する方向で検討中	未定	場合によっては、小学校の教室を個室として要援護者向けの利用とする。
北河内	枚方	49/53	6/10	27/53	予定している	その他・地域防災計画に一部記載あり	・避難室／一次避難所において何らかの配慮を必要とする者。 ・避難所／一時避難所に避難された方々の中で現品所での生活が困難と判断された者	スペースの確保及び物質の配慮
	交野	24/26	3/26	24/26	未定	未定		
	寝屋川	把握できていない			予定していない	予定なし		
	守口	0/0	0/0	0/0				
	門真	22/23	16/23	16/23	予定している	予定なし	・避難室／避難所での生活に支障があるよう配慮者 ・避難所／上記のうち避難所での生活が困難であり特に支援が必要であると市災害対策本部等が判断した避難者	避難所運営委員会の中で状況に応じた対策を講じる
	四條畷	13/15	12/15	14/14	予定していない	予定なし		
	大東				予定しているが箇所数は未定	作成する方向で検討中		

自治体名		一次避難所						その他配慮措置等
		SL	EV	WC	福祉避難室	避難室がドライン	福祉避難室対象	
中河内	東大阪	79/79	5/79	79/79	予定している	予定なし	同じ	要援護者が避難生活を続けることが困難となった場合に、相談等の生活支援が受けられる福祉避難所への異動を行う
	八尾	39/44	2/44	44/44	予定していない	予定なし		
	柏原	15/31	9/31	23/31	未定	予定なし	未定	
泉北	和泉	28/31	6/31	28/31	未定	作成する方向で検討中	未定	
	高石	7/7	6/7	7/7	未定	検討中	未定	
	泉大津	11/11	3/11	11/11	予定なし		特に定めていない	
	忠岡	6/11	3/11	6/11	予定していない	予定なし	福祉避難所・本人及び周囲からの要請にもとづく	
泉南	岸和田				予定している	その他・避難所運営マニュアルの中に規定	・避難室／避難行動要支援者のうち、より軽度な方。 ・避難所／避難行動要支援者のうち、特別な配慮を要する方	
	貝塚	25	4	22	未定	予定なし		
	熊取	8/8	0/2	8/8	予定していない			
	泉佐野	21/28	9/28	14/28	未定	作成する方向で検討中		
	田尻	5/5	2/5	4/5	設置予定1か所	作成する方向で検討中		
	泉南	0/31	0/31	18/31	予定していない	予定なし		要支援者を破格したい福祉避難所へ移送
	阪南				未定			
岬	7/22	0/22		未定	予定なし			
南河内	松原				予定していない	予定なし	未定	
	羽曳野	6/29	6/29	6/29	設置予定・3か所	予定なし		福祉関係職員を配置し、相談業務・健康管理を行う。会議室等を利用し、小部屋や和室を要視できるので、要配慮者の状況によって収納可能
	藤井寺	15/18	3/18	17/18	未定	予定なし		
	太子	10/13	6/13	7/13	未定	予定なし	未定	
	河南	16/33	6/33	6/33	未定	作成する方向で検討中		
	千早赤阪	5	2	1	未定	予定なし	未定	
	富田林			38	予定していない	予定なし		
	大阪狭山	14/14	2/2	14/14	予定していない	予定なし		避難生活に支障をきたす場合、災害対策本部へ報告後福祉避難所を開設するかどうか判断する
河内長野	41/41	4/37	41/41	予定している・3か所	作成する方向で検討中			

2015年度

自治体名		指定	指定施設	予定施設	耐震補強	運営マニュアル	指定箇所数と収容人数	収容人員基準
大阪市		指定している	公設福祉施設、民間福祉施設、福祉施設以外の施設(旅館等)、その他保育所など	公設福祉施設、民間福祉施設、福祉施設以外の施設(旅館等)、その他有効施設全般	その他(耐震補助事業の補助が受けられる場合がある)	作成している	対象問わず268か所	池入れ人数算定の基準については本市ホームページをご覧ください。
堺市		している					対象問わず2か所213人、障害者31か所3652人、高齢者47か所527人 (受け入れ予定スペース面積(m ²)×0.9(有効面積率)÷割り2m ² (一人当たり面積)=受け入れ人数)	
豊能	能勢	している	公設福祉施設		完了している	作成している	1ヶ所330人	1人当たり1.65m ²
	豊能	している	公設福祉施設		特段の整備は行わない	作成していない	2か所270人	
	池田	している	公設福祉施設、福祉施設以外の公設施設	未定	完了している	未定	2か所826人	1人当たり3.3m ²
	箕面	している	公設福祉施設、民間福祉施設		公設は完了他は行わない	作成していない	障害者4か所、高齢者7か所。	特になし
	豊中	している	公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	完了している	作成していない	障害者1か所、高齢者14か所	
三島	茨木	している	公設福祉施設	民間福祉施設	完了している	作成している	9か所 状況により人数は変化	
	高槻	している	公設福祉施設、民間福祉施設	民間福祉施設	特段の整備は行わない	作成している	17か所 状況により人数は変動	検討中
	島本	今後指定の予定 ※災害対策改正後の指定手続き中	公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	特段の整備は行わない	作成していない	障害者1か所40人 高齢者2か所148人 ※災害対策指定以前の指定含む	
	吹田	している	公設福祉施設、民間福祉施設	民間福祉施設	建築基準法の耐震基準を満たしている施設を指定	作成している	24か所1065人	避難用スペースとして1人当たり5m ² を基準にしている
	摂津	している	公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	特段の整備は行わない	作成している	7か所670人	1人あたり概ね2~4m ² の確保を目標。概ね70人に1人の介護支援員等。
北河内	枚方	している	公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	その他、すべての施設で基準はクリアしている。	作成していない	24か所520人 民間施設は災害時に状況確認後収容人数を決定	1人あたり2m ² (介助者1人を想定しているので収容可能人数は定数の半分に)
	交野	している	公設福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	完了している	作成している	1か所434人	1人当たり3.3m ²
	寝屋川	している	民間福祉施設		特段の整備は行わない	作成していない	対象問わず27か所、障害者13か所、高齢者14か所	
	守口	していない	公設福祉施設、民間福祉施設、支援学校					
	門真	している	民間福祉施設		完了している	作成していない	8か所	
	四條畷	今後指定の予定	民間福祉施設	民間福祉施設	完了している	作成していない	0か所0人・まだ未定	
	大東	している	公設福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	完了している	作成していない	対象問わず1か所	

自治体名		指定	指定施設	予定施設	耐震補強	運営マニュアル	指定箇所数と収容人数	収容人員基準
中河内	東大阪	法改正につづく指定はなし。法改正以前の福祉避難所に係る協定締結は有。	公設福祉施設、民間福祉施設	民間福祉施設	完了している	作成している	障害者17か所455人、高齢者20か所742人、その他6か所70人	・一人当たり概ね2～4㎡・概ね10人に1人の生活相談職員を確保し、要援護者に対する日常生活に必要な支援、相談援助等を行う。
	八尾	している	公設福祉施設	民間福祉施設	完了している	作成していない	5か所4071人	
	柏原	している	公設福祉施設、民間福祉施設		完了している	作成していない	3か所392人	1人あたり4㎡で算出
泉北	和泉	している	公設福祉施設、民間福祉施設	民間福祉施設	完了している	作成中・28年3月頃	2か所200人	
	高石	している	福祉施設以外の公設施設	福祉施設以外の公設施設	完了している	検討中	4か所2865人	
	泉大津	している	民間福祉施設、福祉施設以外の民間施設	民間福祉施設、福祉施設以外の民間施設	特段の整備は行わない	作成していない	22か所	
	忠岡	している	民間福祉施設	民間福祉施設	特段の整備は行わない	作成していない	17か所	
泉南	岸和田	今後指定の予定		公設福祉施設、民間福祉施設		作成している		1人当たり2～4㎡介助者は原則1人。
	貝塚	している	公設福祉施設	民間福祉施設	建かえに向け今年度から調査に着手	作成していない	1か所	1.65㎡/1人
	熊取	している	公設福祉施設	民間福祉施設	完了している	作成していない	1か所590人	
	泉佐野	している	公設福祉施設	民間福祉施設	未定	作成していない	1か所253人	
	田尻	している	民間福祉施設	民間福祉施設	未把握	作成していない	3か所100人	
	泉南	今後予定		民間福祉施設	未指定	作成中・27年11月		
	阪南	している	公設福祉施設、民間福祉施設		未定	作成していない	8か所	
	岬	している	公設福祉施設		整備中4か所中1か所	作成していない	4か所773人	1人当たり2㎡
南河内	松原	している	公設福祉施設	予定なし	完了している	作成していない		
	羽曳野	している	公設福祉施設、福祉施設以外の公設施設		完了している	作成中・28年	3か所・現在見直し中	・福祉関係職員を優先的に配置する。
	藤井寺	している	公設福祉施設、福祉施設以外の公設施設	公設福祉施設	2か所中1か所完了	避難所マニュアルとして整備済み	2か所300人	一人当たり3.3㎡
	太子	している	公設福祉施設	民間福祉施設	完了している	作成していない	1か所 100人	
	河南	している	福祉施設以外の公設施設		完了している	作成していない	5か所	
	千早赤阪	今後指定の予定		民間福祉施設	特段の整備は行わない	作成していない	0か所0人	
	富田林	している	公設福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	完了している	作成していない	1か所	
	大阪狭山	している	公設福祉施設、民間福祉施設		公設福祉施設については完了している		2か所 109人	4.0㎡あたり1人にて収容人員を決定した
	河内長野	している	福祉施設以外の公設施設		完了している	作成中・予定	4か所978人	

2015年度

自治体名		福祉避難所					
		開設時期	周知方法	誘導担当	運営責任者	相互連携	必要数確保
大阪市		その他(区災害対策本部が開設を依頼)	その他(本誌では受け入れ態勢の整っていない施設への自主避難による混乱を避けるため一元的な公表は行っていません。)	一次避難所担当者、その他福祉避難所関係者、自主防災組織、家族など協力を求める場合がある。	通常時施設管理者	整備できている	その他(現在、指定施設における受け入れ人員算定を進めています)
堺市							
豊能	能勢	避難勧告発表時	ホームページ、民生委員	自分・家族、民生委員、自主防災組織	通常時施設管理者	できている	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中
	豊能	一次避難所開設以降	ホームページ、民生委員	一時避難所担当者	通常時施設管理者	整備中	
	池田	その他	ホームページ、ハザードマップ、広報誌を予定	自分・家族で	特別に配置された行政職員	整備できていない	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中
	箕面	その他・必要に応じて	ホームページ、その他	市	通常時の施設管理者	整備できていない	その他
	豊中	一次避難所開設以降	ホームページ、広報誌	自分・家族で	通常時の施設管理者	整備できていない	その他・必要数が不明であるためできるかぎり増やしていく
三島	茨木	定めていない	HP	定めていない	通常時管理責任者	できていない	その他
	高槻	一次避難所開設以降	ホームページ、防災マップ	自分・家族で	通常時の施設管理者	整備できている	その他・施設の被災状況等により受け入れ数変動するため、特段、障害の特性による基準は設けていない。ただし、受け入れ要請時に一定の考慮は行う。
	島本	未定	未定	未定	未定	整備できていない	把握できていない
	吹田	一次避難所開設以降	ホームページ、広報誌	自分・家族で	通常時の管理責任者	整備できていない	現在は福祉避難所の指定数の増加に努めている
	摂津	一次避難所開設以降	ホームページ、広報誌、民生委員	自分・家族で	検討中	できていない	未定
北河内	枚方	一次避難所開設以降	ホームページ、広報誌	自分・家族で	通常時の施設管理者	市と民間施設との連携はできている	その他・現在の被災想定分を確保
	交野	一次避難所開設以降	ホームページ、広報誌、民生委員	その他	通常時の施設管理者	整備中	その他／協定の発動により確保できると考えている。
	寝屋川	避難勧告発表時、避難指示発表時	ホームページ	リストを所持する団体等による	特定していない	整備中	運営方法を含めて今後検討
	守口		ホームページ、広報誌、避難所マップ				
	門真	一次避難所開設以降	その他・平時において福祉避難所の協定締結については市ホームページ、市広報誌で周知を行った	自分・家族で、介助者	通常時の施設管理者	市が福祉避難所の協定を締結した事業所間で災害時に施設間で相互応援する内容の覚書を交わしている。	被災状況や施設利用者の状況などを勘案する必要があるため検討中
	四條畷	未定	ホームページ、広報誌、防災マップ	自分・家族で	未定	未定	未定
大東	未定	ホームページ、広報誌	市職員及び避難支援者	特別に配置された行政職員	まだ1か所のため整備できていない	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中	

自治体名		福祉避難所					
		開設時期	周知方法	誘導担当	運営責任者	相互連携	必要数確保
中河内	東大阪	一次避難所開設以降	周知しない	自分・家族で	通常時の施設管理者	検討中	その他・東大阪市における福祉避難所に対する基準を備え、かつ災害時にも入居者以外の受け入れも可能な施設に対し、随時締結を行っている。
	八尾	一次避難所開設以降	ホームページ、広報誌、民生委員	災害時要援護者班(高齢福祉課、介護保険課、生活福祉課、子ども政策課、保育課、市立保育所、文化国際課で編成)	特別に配置された行政職員	できていない	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中
	柏原	一次避難所開設以降	ホームページ、広報誌	自分・家族で、市職員等	特別に配置された行政職員、地域自治会の役員	整備中	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中
泉北	和泉	一次避難所開設以降	ホームページ、広報誌	二次避難所配置担当者	通常時管理責任者	できている	未定
	高石	避難勧告発表時	検討中	自分・家族で	検討中	検討中	検討中
	泉大津	一次避難所開設以降	ホームページ	原則・自分家族で移動、二次避難所配置担当者	通常時管理責任者、特別に配置された行政職員	できている	
	忠岡	一次避難所開設以降	ホームページ、広報誌、民生委員	一次避難所担当者、自分・家族で	通常時の施設管理者	できている	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中
泉南	岸和田	一時避難所開設以降		自分・家族で	通常時の施設管理者		
	貝塚	避難勧告発表時	ホームページ、広報誌、防災ブック	状況により異なる	通常時の施設管理者	整備中	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中
	熊取	一次避難所開設以降	ホームページ、防災マップ	都度検討	行政職員	検討中	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中
	泉佐野	一次避難所開設以降	ホームページ、広報誌、民生委員	その他	地域自治会の役員	できていない	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中
	田尻	未定	ホームページ、広報誌、民生委員・自治会役員を通して	地域住民	通常時の施設管理者	整備中	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中
	泉南	一次避難所開設以降	ホームページ、広報誌、	自分・家族で	通常時の施設管理者	整備中	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中
	阪南	一次避難所開設以降	ホームページ、地域防災計画に記載、防災マップ	二次避難所配置担当者、自分・家族で	未定	できている	
	岬	必要に応じて	ホームページ、ハザードマップ	自分・家族で	通常時の施設管理者	できていない	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中
南河内	松原		ホームページ、広報誌	自分・家族で	特別に配置された行政職員	できていない	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中
	羽曳野	避難準備情報発表以降	ホームページ、広報誌	要支援者の状況に応じて職員等も応援	通常時管理責任者、特別配置行政職員	できていない	現状の施設内でできるだけの配慮を行う
	藤井寺	一次避難所開設以降	ホームページ、広報誌	特に定めていないが、状況により対応が異なると考えられる	特別配置行政職員	できている	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中
	太子	一次避難所開設以降	ホームページ、防災ガイドマップ	一次避難所担当者	通常時管理責任者	必要なし(1か所のみ)	未定
	河南	一次避難所開設以降	ホームページ、広報誌、民生委員	自分・家族で	通常時管理責任者	検討中	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中
	千早赤阪						
	富田林	一時避難所開設以降	ホームページ、ハザードマップ	未定		できていない	
	大阪狭山	一次避難所開設以降	ホームページ、広報誌	自分・家族で	通常時の施設管理者	できている	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中
河内長野	一時避難所開設以降	ホームページ、広報誌	一次避難所配置担当者、二次避難所配置担当者、自分・家族で	避難所運営委員会	整備中		

2015年度

自治体名		福祉避難所確保への課題	福祉避難所への支援策	在宅避難支援計画	在宅避難者への支援策
大阪市			・福祉避難所開設訓練の実施に係る連携と支援	作成している	
堺市					
豊能	能勢			作成していない	
	豊能				
	池田	民間施設を活用する場合の協定内容(経費負担・保証等)	福祉避難所に特に必要となる物資は他自治体の事例を参考にし、必要であれば見直し状況に鑑み整備予定。	作成中・予定 時期未定	ボランティア・地域住民のご協力をお願いし、支援策を検討中
	箕面	特になし	特になし	作成している・避難所運営マニュアルに記載	特になし
	豊中	民間事業所との詳細の調整		作成していない	避難所運営組織(主に小学校ベース)より掲示板や回覧板、広報車などを活用して情報提供を行う仕組みを検討中
三島	茨木			作成していない	
	高槻	避難行動要支援者名簿の対象者数を考慮すると福祉避難所の指定数が絶対的に足りず、今後どのような種別の施設に拡大していくかを検討する必要がある。	市と協定締結施設との連絡体制の整備等を図るため、「福祉避難所と市の連絡会」の設置及び教養や講演会の開催	作成していない	在宅避難者への情報伝達に関する支援策として、在宅避難者に市災害対策本部等から情報を伝えるための「広報掲示板」を作成し管理します。また、在宅避難者に食糧等を配布するときには、配布場所や時間等を広報掲示板に掲載します。
	島本	施設管理者との調整		作成していない	
	吹田	人の確保。自分・家族で移動できない者の移送方法		作成していない	
	摂津			作成していない	
北河内	枚方	特になし	協定を結んでいる民間施設との協議を随時行っている	作成していない	特になし
	交野	特になし	特になし	未定	特になし
	寝屋川			作成していない	
	守口				
	門真	通所施設など平時の宿泊が想定されていない施設を福祉避難所に指定することに関して	災害発生後は物資等について優先的に供給を行う	作成していないが、地域防災計画内に記載している	在宅療養者に対して健康維持活動を行う。
	四條畷	障がい者施設に適当なところがない	特になし	作成している・27年3月	
	大東			作成していない	

自治体名		福祉避難所確保への課題	福祉避難所への支援策	在宅避難支援計画	在宅避難者への支援策
中河内	東大阪			作成していない	
	八尾			作成していない	
	柏原			作成していない	
泉北	和泉		防災備品等の整備(ただし公の指定福祉避難所2か所のみ)	作成していない	
	高石			作成していない	
	泉大津			作成していない	
	忠岡				
泉南	岸和田	民間の施設において事前に受け入れ人数を提示することは難しく、災害時に受け入れ可能な人数を受け入れていただくことになる。したがって正確な確保人数を算出することは困難。		作成していない	避難所運営マニュアルの中で、避難所を在宅避難者も含めた物資の供給拠点であることを位置付けている。
	貝塚	市内に一箇所しかないこと。遠くの方が避難しにくい。市内の民間社会福祉施設と協定を結んでいる。		作成していない	
	熊取			作成していない	
	泉佐野	福祉避難所としての機能を持たせるための対策や支援が行えるのか		作成していない	
	田尻	特になし		作成していない	
	泉南	指定可能な民間福祉施設の協力が得られにくい		検討中	
	阪南				
	岬			作成していない	
南河内	松原			作成していない	
	羽曳野	公共施設で福祉避難所を増やすことは不可能なので、貴庁担当により社会福祉施設等の利用について連携を図っていきたい。		作成していない	
	藤井寺			作成していない	
	太子	避難所の確保も問題であるが、人員減の中、発災時に対応する職員の確保が問題	特になし	作成していない	特になし
	河南	避難誘導者の確保		作成中・予定・29年3月	
	千早赤阪				
	富田林			作成していない	
	大阪狭山	施設での対応ができるかどうか	防災用機材等の分散備蓄を実施予定	作成していない	安否確認や情報伝達の支援
	河内長野			作成していない	

2015年度

自治体名		その他自由記述
大阪市		公表資料のご提供については、本市HPをご参照ください。
堺市		<p>災害に対しては、まず、一人ひとりが住んでいる地域に起こりうる災害を正しく理解し、避難場所・経路の確認や非常持ち出し品・家庭備蓄の準備、災害情報の取得方法などの日ごろの備えを準備しておくことが重要です。そして、隣近所や地域で助け合いながら災害を乗り越えていくために、要配慮者やその家族と隣近所や地域の方が日ごろからコミュニケーションをとり、要配慮者の特性や支援できることなどを理解しあうことが大切になります。</p> <p>しかし、昨今の地域コミュニティは、個人主義の進展などにより希薄化しており、隣近所や地域の方と活発にコミュニケーションをとることが難しくなっていることも課題としてあります。</p> <p>そのような中、貴協議会をはじめ、今年1月に結成された「さかい聴覚障害者防災ネットワーク」におかれましては、障害者やその関係者が自ら防災を考え、積極的に活動されていることには敬服しております。</p> <p>本市としても、まず、全ての防災対策を検討する際には、要配慮者を念頭において進めることが大切であると考えております。さらに、今後も避難行動要支援者名簿や避難所運営ワークショップの取組みなどを推進することにより、地域の方に要配慮者の特性や、災害時の適切な対応の理解を進めるとともに、福祉避難所の円滑な運営体制の構築など、災害時においても要配慮者の良好な生活が確保できるように取組みを進めていきたいと考えております。</p>
豊能	能勢	
	豊能	
	池田	避難行動要支援者と支援者のマッチングの進め方。台帳の管理・支援者への情報提供の方法をどうするか。
	箕面	特になし
	豊中	精神障害者の方への対応
三島	茨木	福祉避難所として指定はしていないが、茨木市では協定を締結している高齢者サービス事業所、障害福祉サービス事業所を福祉避難施設として定め、事業所と連携して施設の拡大充実にむけ取り組みを進めている
	高槻	地域の助け合いによる要援護者支援を実施していくためには、日頃から顔の見える関係づくりが重要であるため、当事者自身においても積極的に地域の催し行事への参加や近所との挨拶など、地震のことを地域に嫉妬もらえるよう働きかけていただきたい。
	島本	名簿登載者のカバー等をするための施設等の確保
	吹田	避難施設は誰でも利用しやすい環境を整えることが必要。外国の方、他市からの広域的な受け入れも今後の課題。できるかぎりはやめに事前避難させることが課題。
	摂津	
北河内	枚方	
	交野	特になし
	寝屋川	
	守口	
	門真	
	四條畷	地域の中で障害者や高齢者など災害弱者となりうる人の理解を深める必要がある。
大東		

自治体名		その他自由記述
中河内	東大阪	施設耐震化やバリアフリー化、スペース及び支援員の確保等による一律の指定基準で可否を判断するのではなく、避難スペースや人的支援のみでも協力可能な施設をあらかじめ確保する等の柔軟な対応が必要である。障がい者の特性に応じた避難支援及び避難後の生活を支援する体制づくりが課題である。
	八尾	
	柏原	
泉北	和泉	支援者、要支援者相互に限らず地域の中で、普段からコミュニケーションを取ることが必要。また、個別必要な備蓄がある場合は、特に事前の自助対策強化が必要
	高石	
	泉大津	
	忠岡	
泉南	岸和田	
	貝塚	地域の中での共助の取り組みが不可欠である
	熊取	
	泉佐野	福祉避難所としての機能を持たせるための対策や支援が行えるのが課題。要支援者と地域住民との日頃からの関係強化を以下に行うかが課題。
	田尻	
	泉南	地域に配る名簿のことで、個人情報管理の難しさ
	阪南	
南河内	岬	
	松原	
	羽曳野	一人ひとりの要支援者に行政がつぶさに支援を行うことは不可能なので地域における共助の仕組みが創られ上手く機能させるための支援が必要だと思われる。
	藤井寺	
	太子	
	河南	
	千早赤阪	
	富田林	
	大阪狭山	制度を多数創設して複雑化させるのではなく、全て基本の支援体制の道筋を示した法整備の実施を求める。(例 災害時要援護者→避難行動要支援者)
河内長野		